

SOSニュース臨時号

(マイナンバー制度の注意点)

平成28年1月から本格スタートするマイナンバー制度に向け、10月5日から各家庭に個人番号を知らせる「通知カード」の郵送が始まる。制度に進む一方で、不審電話やメール、個人番号の漏洩はもちろん、詐欺被害やパソコンのウィルス感染などに注意が必要だ。

全国の相談事例を管理している国民生活センターによると、各地の消費生活センターにはマイナンバー制度に関する不審電話の相談が寄せられ始めており、今後個人番号の通知が始まれば、不審電話や訪問が本格化する可能性がある。これからの時期が一番狙われやすいと警鐘を鳴らす。

具体的には「通知カードが届きましたか」といった確認を装って電話や訪問をし、個人番号や個人情報を聞き出す手口などが予想されるという。

電話だけでなく不振なメールも確認されている。

総務省をかたった不審なメールの件名は、「総務省」「マイナンバー確定のお知らせ」とあり、「マイナンバー制度が確定したので、記載の URL にて至急確認ください」と特定のウェブサイトに誘導するもの。アクセスするとウィルス感染するなどの被害の可能性がある。同省は「全くの偽メール、URL にアクセスしないで」と呼びかけている。

慶応義塾大学の新保史生教授（憲法、情報法）は、日頃から番号をむやみに他人に教えない、カードをコピーさせないなどの点に注意すべきと指摘。「番号が必要と言われても本当に必要なのか確認することが大切である。」と話している。

以上

(平成27年10月2日号産経新聞家庭欄より)